

「ASNITE 製品認証機関認定の一般要求事項(PCRP21)」改正要旨

認定センター製品認定課

I. 改正を行う背景

認定センター(IAJapan)は、平成 23 年 6 月 16 日付けで太平洋認定機関協力機構 (PAC : Pacific Accreditation Cooperation)との MoU (覚書) に署名し、PAC の正会員 (フルメンバー) となり、本年 5 月に MLA(相互承認取り決め) 評価を受審しました。

PAC/MLA 評価チームからは製品認証機関の認定に関する事項についての指摘等を受け、また受審対応の準備過程の中でも不備が散見されることが判明しましたので、それらの是正処置のため本一般要求事項の改正を行うものです。

II. 主な改正内容

- ①申請機関又は ASNITE 製品認証機関が試験所を有する場合、及び供給者又は下請負契約者の試験結果を活用する場合の JIS Q 17025 適合条件の整理 (5.2 及び 5.3)。
- ②遵守事項について一部あいまいな記述があった部分の整理と明確化 (6.1(2)(a)(b)(c)、(16)) ならびに遵守事項を守ることの誓約の明記(6.2)。
- ③書類審査のプロセスについての詳しい記述の追加、製品認証機関における「主要な活動」の明記、現地審査プロセスの一部の字句修正 (8)。
- ④定期検査についてわかりにくい記述の明確化 (11.4)
- ⑤認定シンボルの認証書及び宣伝での使い方についての記述の一部明確化 (16.4 及び 16.5)

III. 今後の予定 (改正期日)

本案の改正期日は、8 月 31 日を予定しています。

以上